

# 『小学国語読本』の教材「稲むらの火」をめぐって

## (2)

府川源一郎\*

### A Consideration of “INAMURA NO HI” in “SHOUGAKU KOKUGO TOKUHON”

Gen' ichiro FUKAWA\*

#### 7. 小泉八雲の「生神」と国語教科書

日本人によるハーンの「発見」は、読書界だけではなく、教育の世界にも波及した。ハーンの作品が、日本の教科書に「教材」として採用されるようになったのである。もちろん「稲むらの火」の作者だった中井常蔵がハーンの *A Living God* を英語学習のテキストで読んだように、ハーンの作品は、英文のままでも英語教科書の教材文として使われていた。また、ハーンの記事は、英語以外のヨーロッパの言語にも翻訳されているから、それも、まわりまわって、日本の語学教科書の教材文として使われた可能性もある<sup>①</sup>。

だがここで問題にしたいのは、邦訳されたハーンの作品が、国語教科書に収録された場合である。すでに、ラフカディオ・ハーンの作品は、明治末年から中学校・高等女学校の教科書に登場していた。その様相は、久松宏二の「国語教材としての八雲の作品」に詳しい<sup>②</sup>。それによると、初めて八雲の作品が国語教科書に採用されたのは、1908（明治41）年のことで、「柔術」という作品だという。ハーンの死後、四年たってからのことである。久松によれば、教科書に登載された八雲の作品は、八雲の住んだ松江の風景や日本の風物の印象を語った作品が取り上げられたり、八雲自身を紹介するものがあったりして、広く多面的に八雲の文章が掲載され、その分量もかなり長文のものがある、ということだ。日本を世界に紹介した文豪として、ハーンは早くから高く評価され、それはかなりの程度、国語教科書の世界にも反映していたのである。

問題の *A Living God* は、1925（大正14）年、中等学校用国語教科書に教材化された。それは育英書院から刊行された、保科孝一編『大正国語読本（第三修正版）』の巻二に収録されており、教材名は「濱口五兵衛の話」となっていた<sup>③</sup>。

この教材文は、ハーンの「生神」全文を訳したものではなく、そのうちの濱口五兵衛のエピソードの部分だけを抜き出したものである。文章は、「この事件が起こった頃、五兵

---

\*教育学部 国語教室

衛はかなりの老人であつた。」から始まり、「村人の祈は、この善良な老人の御魂に向かつて、今も捧げられてゐると言ふことである。」で終わっている。「小学国語読本」の「稲むらの火」とは若干異なり、五兵衛が生きながら神になったという部分も、教材文中に残されている。つまり、津波に際して五兵衛がとった決断力に富んだ行動だけではなく、その後村人が五兵衛に対して表した尊敬の念までも教材文に取り込んであるのだ。五兵衛が神となって祀られた、という個所を残すことによって、単に津波の一夜の英雄的な言動だけではなく、五兵衛の行為を周囲の人々がどのように見たか、またそうした遇し方に対して五兵衛がいかに謙虚であったかということも浮き彫りになる。たぶん編集者は、そうすることによって、五兵衛のトータルな人間像について考えさせようとしたのであろう。むしろそれは、ハーンがこの「生神」という文章を書いたもともとの意図にも近い。その意味でこの教材はあくまでも、ハーンの商品の一部を教材化したものだった。

続いて、この教材は同じ保科孝一の編による『新編国文読本』巻二にも、掲載された。1927（昭和2）年、光風館書店から刊行された教科書である。題名は同じく「浜口五兵衛の話」だが、これと全く同じ教材文が1932（昭和7）年に出された『新編中等国語読本』巻二、（金子元臣編・明治書院）にも載せられている。ただしこちらの題名は「五兵衛大明神」になっている。さらにこの文章は、改訂版である『新編中等国語読本第二版』1936（昭和11）年と、『新編中等国語読本新制版』1937（昭和12）年にも引き続き掲載された。

またこの教材文は、高等女学校用の教科書にも登場する。1933（昭和8）年に刊行された『女子国文新読本』（編集／千葉憲・右文書院刊）、引き続き改訂版『改訂女子国文新読本（五年制用）』1936（昭和11）年と、『改制女子国文新読本（四年制用）』1937（昭和12）年にも、採用された。

以上の採択歴を概括的にまとめると、こうなる。まず大正末年に「生神」から抜粋された教材文が、中等学校用の教科書に掲載される。引き続き、同じ教材文が昭和初期にかけて、中等学校、高等女学校の教材になり、それは1943（昭和18）年、中学校・高等女学校等の教科書を一本化してできた国定教科書『中等国文』が出されるまで継続した。ということは、このハーンで紹介した五兵衛のエピソードは、中等学校や高等女学校の教材として、昭和の初期に、一定の評価を得ていたということである。それは、もしサクラ読本に「稲むらの火」が取り上げられなくても、この話題が教育界においてある程度は知られていたということの意味する。もっとも、この教材を掲載していたそれぞれの教科書は、中等学校の教科書として必ずしも知名度の高い存在ではなかったようなので、実際にはそれほど多くの中学生・高等女学生に読まれることはなかったと思われる。したがって、八雲の原作を直接に読んだ者や、この教科書を使った少数の学生の記憶に残ることはあっても、義人五兵衛の名は、やがては埋もれてしまう運命だったのかもしれない。

それを全国的な話題にしたのは、なんといっても義務教育で使われた「国定読本」の力だった。

## 8. 「稲むらの火」は、どうとらえられたか

教材「稲むらの火」が『小学国語読本』に掲載されて、国定教科書の教材になったとい

うことは、それが全国の教師によって、教室で必ず扱われたということの意味する。ここが、一部の学生にしか使われなかった中等教育の教科書教材とは異なる点である。小学校の現場の教師には、国定教科書を無視することはできない。とすれば、それをどのように教えたらよいか、教育現場の最大の関心事になるのは当然のことである。

では当時の小学校の国語教育人が、この教材をどのようにとらえたのかを見てみよう。

繰り返すことになるが、「稲むらの火」の掲載された『小学国語読本』第十卷（小学校五年生後期用）が刊行されたのは、1937(昭和12)年7月11日である。子どもたちが実際に後期用教科書を使い始める10月までには、まだ若干の時間の猶予はある。しかし、教科書発行と同時に、文部省から後期用教科書の教材の指導に関する詳しいマニュアルが出されるわけではないから、多くの教師はこの新しい読本をどうとらえるべきかという情報を必要としていた。そうした要求に答えるべく、多くの教育雑誌では、後期用の新読本が使われ始める時期にあたる10月号、11月号において、国定読本「巻十」をめぐると集を組んだり、それに関連する論考を掲載したりしている。

例えば、当時の次のような記事がそれである<sup>④</sup>。（\*については、筆者未見。）

#### 1937（昭和12）年10月号

『教育研究』	「新読本巻十各課の詳説」	井上越
	「新読本巻十の文章とその指導」	佐藤末吉
『学校教育』	「新読本を手にして」	原田直茂
『小学校教材研究』	「新読本巻十の教材観と指導」	浅黄俊次郎 *
	「新読本巻十概説」	大岡保三 *
	「新読本巻十」挿絵解説	桑原虔 *
『学習研究』	「新読本巻十の研究」	増田勲
『国語教育』	「新読本巻十『稲むらの火』解説」	下山懋
	「新読本巻十研究座談会」	大岡保三・井上越ほか

#### 1937（昭和12）年11月号

『教育研究』	「新読本巻十各課の詳説」	井上越
	「新読本巻十座談会記録」	井上越ほか
『国語教育』	「新読本巻十を読みて」	秋田喜三郎
	「新読本巻十を通覧して」	玉井幸助
	「新読本巻十合評」	坂本豊・佐藤末吉・田上新吉
『教育・国語教育』	「新読本巻十の研究会」	浅黄俊次郎ほか12名

#### 1937（昭和12）年12月号

『国語教育』	「新読本巻十合評」	坂本豊・佐藤末吉・田上新吉
『実践国語教育』	「新読本挿絵解説」	桑原虔
	「尋五読方指導案（稲むらの火）」	徳田進

#### 1938（昭和13）年1月号

『小学校教材研究』	「新読本巻十概説」	大岡保三
-----------	-----------	------

1938(昭和13)年2月号

『教育研究』 「新読本巻十座談会記録」  
 『文部時報』 「小学国語読本巻十編纂趣意」 井上赴

1938(昭和13)年3月号

『教育研究』 「新読本巻十の文学的批評」 是枝四五三  
 『実践国語教育』 「新読本挿絵解説」 桑原虔

1939(昭和14)年3月号

『教育(主題・教科書問題)』  
 「新小学国語読本検討」 滑川道夫ほか5名  
 「新読本批判」 黒瀧成至ほか6名  
 「新読本各課に対する児童の印象」(第一報告) 石岡信

さらに、「国定読本」についての教材研究書も次々と刊行される。<sup>(5)</sup> 全国の多くの教師たちは、こうした本を参考にして、新しい教科書についての教材研究を深め、実際の授業に臨んだのであろう。

1937(昭和12)年

9月『小学国語読本解説(尋常科用巻十)』宮川菊芳 明治図書  
 『新読本の指導精神(尋常科用巻十)』友納友次郎 明治図書 \*  
 『小学国語読本指導書(尋常科用巻十)』秋田喜三郎 明治図書  
 10月『小学国語読本と教壇』芦田恵之助 同志同行社  
 『読本指導と朗読法(巻十)』東京朗読研究会 成美堂 \*  
 11月『生活学習 小学国語読本の指導(尋常科用巻十)』佐藤末吉 明治図書 \*  
 『実力成長 小学国語読本の指導(尋常科用巻十)』坂本豊 明治図書 \*  
 12月『小学国語読本尋常科用巻十編纂趣意書』文部省編纂 日本書籍

1938(昭和13)年

9月『小学国語読本総合研究 巻十』国語教育学会 岩波書店

1939(昭和14)年

2月『小学国語読本 教材精神の体系的研究』白井理 厚生閣

管見に入った資料のうちから、特徴的なものを見ていこう。

まず、1937(昭和12)年10月号の『国語教育』における「新読本巻十研究座談会」を取り上げたい。ここには、国定教科書の監修官である大岡保三と井上赴が出席しているので、教科書編纂の側からの意見がよく分かる。この座談会では、初めに大岡から、巻十の編纂趣意が説明されている。大岡は、「二十四の課に分れては居りますが、全体として見て渾然たる日本精神の姿がここに具現されて居り、国民精神の振作に力を注いでいる」と述べ、教材を、公民教材、地理教材、歴史または説話教材、修身の教材、というように分類している。「稲むらの火」は、「水兵の母」「久田船長」「母の力」「国法と大慈悲」など

と並んで「修身の教材」ということになっている。これらの教材はほとんどそのまま、粉川宏がいうところの「感動物語」と重なるのが興味深い。座談会では、さらに個別の教材についての論議が進展し、第十課「稲むらの火」をめぐることは、主に八雲の原作と実在した濱口儀兵衛の事跡との関係の説明に時間が費やされている。最後に坂本豊（東京女子高等師範学校訓導）が「どうも斯うゆう種類の可成り胸の底をえぐるようなものが、今度の読本にはあるように思いますね。」という発言をする。それを受けて、井上は「そう云う教材が国語教材として妥当なのです。」と引き取っている。つまり、粉川のいう「感動物語」、大岡のいう「修身の教材」、坂本のいう「胸の底をえぐるようなもの」が、国語教材としてすぐれたものだ、井上自身も判断していたのである。これは、国語読本の教材は文学的な感動を伴う必要があるという主張でもあるし、実際サクラ読本はそのような教材を大事にして作られていた。「感動」を与える文学教材を国語教科書の中心に置こうというこうした考え方は、今日まで「国語教科書」をめぐる中心的な言説となって引き継がれていると見てよいだろう。

では、そのような「感動物語」の主人公である五兵衛像を、当時の教師たちはどのようにとらえていただろうか。

宮川菊芳は『小学国語読本解説』で「庄屋五兵衛の烈々たる義心はもとより、大津波を予感したその神のような直覚力といひ、突嗟の間に、一秋の全収穫を犠牲にして稲束に火を付けた機知並びに決断力」を評価している。また、秋田喜三郎は、『小学国語読本指導書（尋常科用巻10）』で五兵衛のヒューマニズムをたたえ、『教育研究』の「新読本巻十座談会記録」でも、五兵衛の義心がこの教材の中心だということが話し合われている。どの評者も、この教材の人物像だけでなく、文章表現そのものがすぐれていることにも言及している。芦田恵之助の教材研究は、ちょうど彼がこの巻十を手にした直後、実際に紀伊に行き、そこで濱口梧陵の事跡を現地取材したこともあって、『小学国語読本と教壇』が刊行された1937（昭和12）年10月の時点では、事実関係の調査が一番行き届いている。もっとも、八雲の「生神」が下敷きになっていることを知っているせいも、国定読本の五兵衛像を「生ける神」として崇敬させるような解釈を強調する傾向も強い。ナショナリスト芦田の面目躍如といったところである。さらに『学習研究』誌では、増田勲が、天変地異にあっても「大和民族は（中略）生まれながらに物をあきらめつつ諦らかにことを処理していくべきことの修練を自然の内に体験してきた」といい、五兵衛にそうした風土的性格を見ようとしている。

こうした見解の中で、もっとも時流に乗った理解を提出したのが、おそらく白井理『小学国語読本 教材精神の体系的研究』1939（昭和14）年2月、であろう。彼はいう。「国民本来の精神が戦闘を中心とした実質的な武士精神を同化して、戦争のみならず、一般生活の上にも実現した姿を巻十に於て見る事が出来る」とし、武士に関する教材として「足助次郎重範、水兵の母、水師榮の會見」があるとする。そして、「武士ではないが、非常時に際して発揮せられた国民精神の一面を物語るもの」に「稲むらの火、久田船長」があるといい、「両者とも其の精神の悲壮なる点に於ては、敢て君の馬前に死ぬ武士の忠烈に勝るとも劣らない」とまで言い切る。五兵衛の行為はこうした文脈の中で、村人のため

の無私的行為ではなく、天皇のために命を捧げるいさぎよさにすり替えられてしまうのである。

が、すべての解説がこのように時局便乗的であったわけではない。むしろ、この教材「稲むらの火」に限っては、白井の解釈の方が例外的であり、多くは五兵衛の自己犠牲的精神をまるごと受け止めようとしているように思える。むろん白井の記述が国粹的になっているのは、この本が「サクラ読本巻十」の教材研究書の中では、時期的にもっとも遅く出版されたものであることと関係しているだろう。時代は、教材内容に対する自由な批評を許さなくなってきたし、そういう出版物そのものも刊行されなくなっていたのである。

### 9. 文部省の見解

ここで、当の文部省自身が、この教材について、どういう言及をしているのかを見てみよう。この教材に関する教材研究には、前述したように様々なものがあるのだが、その中の決定版ともいべき本は、おそらく国語教育学会が編集に関与した、1938（昭和13）年の『小学国語読本総合研究 巻十』であろう。この書物の教材「稲むらの火」の解説の部分は、文部省の教科書監修官であった井上超が「要説」を担当し、「解釈」を玉井幸助が、「指導」を武内好将が執筆している。さらに「参考」として、科学者今村明恒による津波と浜口悟陵の事跡の解説があり、加えて編集部からの参考文献として、浜口悟陵自身の手記まで添えてある。教材研究としては、きわめて周到な構成である。この井上の「要説」は、先に本論文の第6節でもその一部を引用した。これは個人名の入った論稿であるが、この見解を、教科書を作成する立場からの意見と考えてもさほど間違いはないだろう。もっともこの「要説」における井上の筆の大部分は、ハーンの原文との連関や、津波の事実と教材の表現との関係を明らかにすることに費やされており、教科書における教材の位置やその評価については、特に触れられていない。

では、教材「稲むらの火」を継続採用したアサヒ読本の場合はどうだろうか。知られているように、1941（昭和16）年からの「国民科国語」の時代になって、文部省は初めて「教師用指導書」を刊行した。この時、文部省は子どもたちが読む「読本」を提供するだけでなく、教師用の指導書までも用意したのである。これを指導法や教授内容について系統性と連絡性を保障しようと意図したのだと、前向きにとらえることもできる。確かに、この教師用指導書によって、小学校での国語教育の全体像がまとまった形で、それも教科書の教材に即した形で示された。その意義を過小評価すべきではない。しかし一方それは、国語教育の指導内容を隅から隅まで国家が握ったということでもある。国定の「教師用指導書」によって、個々の教材の研究とその解説が掲載されたことで、教材の解釈まで完全に国家によって規定されてしまったのだ。一人一人の教師の独自の教材解釈に基づく国語の授業など、期待されてはいなかったのである。いうまでもなく、一人一人の子どもが個々の教材をどう感じ、どんな感想を持つかなどということは、初めから考慮の外だった。その意味でアサヒ読本は、観念的な国家主義を押しつけるための道具でもあった。

アサヒ読本の「稲むらの火」の解説が掲載されていた教師用指導書『初等科国語六 教

師用』は、1943（昭和18）年8月に刊行されている。この著作物は文部省が発行主体になっているので、誰がどの部分を執筆したのかという筆署名の特定はできない。しかし、『小学国語読本総合研究卷十』の「稲むらの火」の解説と、この指導書のそれとを比較してみると、両者はかなり似通っているから、たぶん教科書監修官である井上超が筆を執ったのであろう。したがって、二つの刊行物の間にそれほど大きな内容的な変化があるわけではない。だが教材の解説内容自体ほとんど同じとはいえないものの、教材の位置、および教材に期待されている役割には、微妙なズレが生じているようにも思える。その期待とは、いうまでもなく聖戦の完遂の奨励であり、国家総動員体制の宣揚であった。国家の側からの要求は、実際に解説を担当した井上個人の本意とは異なっていたかもしれないが、「国民科国語」の教科書に教材を並べる以上、大きな時代の文脈を無視するわけにはいかなかったのである。

したがって、『初等科国語六 教師用』の「稲むらの火」の「教材の趣旨」には、次のような文章が書かれることになる。

「水兵の母」「姿なき入場」などの前教材に於いて、溢れるばかりの愛国の至情を得たのであるが、本教材では、その余情を受けて、郷土・村民を愛護するために尊き犠牲的精神を発揮し、天災地変の間によく多くの人命を救助した五兵衛の崇高な行為に共感させようとするものである。

『初等科国語六』、すなわちアサヒ読本の5年生用国語読本では、「稲むらの火」に先行して「水兵の母」と「姿なき入場」がおかれている。教師用指導書の表現を使えば「水兵の母」では「軍国の母の心」を、「姿なき入場」では「大東亜戦争を背景として生み出された国民的感激の一結晶」を教えることになっていた。つまりこれらの教材には、あからさまな国家主義が謳い上げられていたわけだ。「稲むらの火」の五兵衛は、そうした観念に身を捧げたわけではなく、直接目の前の村民のために犠牲的行動を発揮しただけだった。しかし教科書の配列においては、「溢れるばかりの愛国の至情」の「余情を受けて」、この教材を読むことが期待されている。ほかの作品と全く関係なく、この作品だけを切り離して五兵衛のヒューマニズムを論議するわけにはいかない。五兵衛の義心は歪曲され、国家主義の文脈の中に繰り入れられてしまったのだ。

だが、こういったからといって、「稲むらの火」という作品自体が、時代を超越した無垢の存在であったと結論するのは早すぎるだろう。少なくとも、教科書編纂者は「稲むらの火」という教材が、皇国主義的な解釈と背馳しない教材だと考えたから、アサヒ読本にそれを残したのだ。「稲むらの火」という作品自体に、国家主義的な理解を許容し、それを支えるような要素があったかどうかを論議することは意味のないことかもしれない。しかし、五兵衛の行為を英雄的に扱い、それをことさら称揚して読ませようと誘導する方向が「アサヒ読本」の教材編成の論理の中にあっただけは間違いない。教科書の教材は、それ自体、単独で読まれるものではあるが、しかし必然的にほかの文章と交響させながら読まれる。「稲むらの火」は、積極的に国家主義を主張しなかったかもしれないが、ほかの

皇国主義的な作品とセットになったとき、そう読まれても不自然ではない構造と内容を持っていた。それは、五兵衛のヒューマニズムがヒロイズムと紙一重に描かれているという作品の表現の中にある。それがあったからこそ、五兵衛の「ヒューマニズム」は、挙国一致、国家総動員体制の流れの中に併呑されていったのである。

#### 10. 戦後の教科書の中の「稲むらの火」

さて、ここまで筆者は「稲むらの火」が、いかに戦前の時代の風潮の中にうまく収まってきたのか、あるいはうまく収められてきたかという方向で論を進めてきた。こういう論の運びに従うならば、戦前最後の国定読本であるアサヒ読本の廃刊とともに、この教材の命運は、尽きるはずである。実際「一太郎やあい」や「爆弾三銃士」、あるいは「乃木大将」や「東郷元帥」など多くの「軍国美談」がそういう結末をたどったのは知られているとおりである。サクラ読本の巻十に限っても、「感動教材」とされた「水兵の母」も「久田船長」も、戦後再び教科書の話題として登場することはなかった。

だが、興味深いことに、この「五兵衛」のエピソードは、大戦を越えて生き残ったのである。それは、戦前の「感動」教材の一部が、そのまま戦後に生き残ったということでもある。それを検討してみたい。

まずこの話は、戦後新しく発足した新制中学校の教科書に採用されている。『中学国語』能勢朝次編・大修館書店・二年生下に、「浜口五兵衛」と題して載せられている教材が、それである。教科書は、1950（昭和25）年度から使用されたもので、1952（昭和27）年度には、改訂されて『新中学国語』能勢朝次編・大修館書店・二年生下、となる。相互の教材文の間には、若干の字句の異同はあるが、戦前の中等学校と同じ題材が引き続き採用されたことは間違いない。

教材文に先だって、作者である八雲についての簡単な紹介が付けられ、本文が展開する。それは、「秋のある夕方、浜口五兵衛は下の村でお祭りの用意をしているのを、自分の家の縁側からながめていた。」から始まって、災禍が過ぎ去り、五兵衛が村人を家の中に招き入れたところで終わっている。つまり、戦前の中等学校の教材文に存在した、五兵衛への後日の評価などは切り捨てられ、津波のあった日の行動だけに焦点化されているのである。原典の「生神」の切り取り方という点からは、「五兵衛大明神」よりも「稲むらの火」の方に近い。時期的に見ても敗戦直後のことだから、たぶん個人を神格化するような部分については、編集者が削除したのだろう。この結果、五兵衛が危機に察して単にその場限りの機転を利かしただけでなく、村人の家屋の喪失を見て、すぐさま私財を開放するような人物であることが、はっきり読み手に印象づけられる、という効果も生まれた。なお、教材文の末尾に、田部隆次の訳によると明記されているから、おそらく出典は、1927（昭和2）年に第一書房から発売された、ハーンの最初の邦訳全集『小泉八雲全集』であろう。

さらに、1955（昭和30）年度から、1961（昭和36）年度まで使われた同じ編者、出版社による『改訂新中学国語』二年生下、にも引き続き、この話が載せられている。「生神」の中から切り取った個所についての変化はないが、教科書掲載に当たって、改めてハーン

の原文と照らし合わせたらしく、先の『中学国語』『新中学国語』よりも現代風の訳文になっている。

この『改訂新中学国語』の検討に当たっては、教科書全体の構成を視野に入れておく必要がある。というのは、『中学国語』『新中学国語』の二書では、戦前の読本と同じように、各課ごとに単独の教材を並べるといった構成になっていたのだが、1955（昭和30）年度から使われた『改訂新中学国語』では、教科書全体の構成が、「単元」に基づく教材編成に改められているからだ。つまり、この教科書において「浜口五兵衛」の話は、別の教材と組み合わせられて、一つの単元の中に配置されていたのである。単元名は、「すぐれた人々」で、「浜口五兵衛」と「原始林のドクトル」の二つの作品が並べられている。後者は、周知のアルベルト＝シュヴァイツァーの伝記である。単元の前書きによると、二人の「偉人の伝記」を続けて読ませることで「新しい時代に生きるための、私たちの心の目標とし」というのが、編集者の意図だった。二人は、ともに多くの人々の幸福のために、力を尽くした人間としてとらえられていたのである。五兵衛のエピソードは、そのすぐれた行為を人生の指針にさせようという目的で、教科書教材として選ばれたことが分かる。戦前「君の馬前に死ぬ武士の忠烈に勝るとも劣らない」とまで評価された五兵衛の話は、戦後の新制中学校の教科書においても「新しい時代に生きるための、私たちの心の目標」として、再び提示されたのである。

そればかりではない。五兵衛の話は、戦後の小学校教材としても再登場している。1952（昭和27）年度から使用された学校図書発行の『5年生の国語下』を見ると、そこに「いなむらの火」という教材がある。文章は、「サクラ読本」の「稲むらの火」の文語的な表現を若干手直ししてあるものの、ほとんど同じものだ。教科書の巻末にも、出典として「文部省小学国語読本」とはっきりと示してある。つまり、国定読本の教材「稲むらの火」は、戦後検定教科書に復活したのである。

この教材が配されている単元は「人々のために」となっており、「いなむらの火」「むらをささえる橋」（熊本の通潤橋＝保田保之助の話）「歯車」（ポンプを修理して田を救った技術者の話）の三教材で構成されていた。いずれも、公共の利益のために私心を捨てて尽力した人々の話である。先ほどの中学校の「すぐれた人々」と同じく、社会のために努力した人間を顕彰し、それを生きていく上での指標にしようという意図で使われている。ちなみに、この教科書は、1960（昭和35）年度まで使われた。

さらに、遅れて1957（昭和32）年度から使用された二葉株式会社の『新編国語の本 5年Ⅱ』にも、この教材がある<sup>9</sup>。この教科書でも、5年生の最終単元に「人々のために」という単元が置かれており、「いなむらの火」と「デンマークの柱」が並べられている。教科書の巻末の説明によると、両方とも「伝記実録」という文章種別にジャンル分けされており、「正しく豊かな人間観と社会観」とを養うため「偉人の伝記」を読むという意図で、教材化されたようだ。この教科書も、上記の学校図書の教科書と同じく、1960（昭和35）年度まで使われた。

以上のような事実在即していうなら、教材「稲むらの火」にとって、戦前戦後の断絶はなかったことになる<sup>10</sup>。このように、この教材が価値あるものとして、戦後再び光を浴び

たのは、粉川宏が主張するように「感動」物語が時代を超えて生き残る、という言辞を裏打ちした事例のようにも思える。それはまた、アサヒ読本の「稲むらの火」が、いわゆる国定教科書の「すみぬり」の指示に引っかからなかったことと関係させて、考えることができるかもしれない<sup>9)</sup>。すなわち、次のような意見である。

五兵衛のエピソードは、超国家主義を排除しようとい図しておこなわれた、戦争直後の教科書教材の削除の指示もクリアした、あまつさえ戦後の小学校・中学校の国語教材にもなっている、したがって、この話は国家主義的な体制の強調とは何の関係もなく、戦前戦後にわたって立派に教材価値を発揮したし、現在でもそうした価値があるはずだ、と。確かに多くの軍国美談とは違い、これは純粋に村人を救おうとした話である。国定読本に載せられていたという理由だけでその教材価値を否定するのは、あまりに一面的に過ぎるだろう。今まで見てきたように「稲むらの火」それ自体が、国家主義的なメッセージを訴えかけているわけではない。それは、教材編成の論理や、指導者の論理の中で、作り出され、ねじ曲げられてきたに過ぎない。したがって、今こそ偏見のない目で「稲むらの火」を見直すべきだという意見には十分に耳を傾けるべきだろう。

## 11. 復活教材の行方

戦後になって「稲むらの火」が、なぜ教材化されたのか、それを考えるには、この教材と同じように、戦前使われていた文学作品が、戦後に引き継がれたという事例がほかにあるのかどうかを見ておく必要がある。今それを正確に、また詳細に述べるだけの十分な準備はないのだが、おおざっぱな傾向だけでも述べておきたい。

まず、中等学校段階についていうと、近代文学の作家の文章は多くの教材が、戦後に出版された最後の国定国語教科書である『中等国語』、およびその後の検定教科書に引き継がれている。ここでは具体的な作品名をあげるのは控えるが、例えば、次のような作家たちの作品である。夏目漱石、森鷗外、芥川龍之介、志賀直哉、国木田独步、幸田露伴、島崎藤村、徳富蘆花、中勘助、長塚節、二葉亭四迷など。また作家ではないが五十嵐力、中谷宇吉郎、西尾実などの文章も戦後の教科書に載っている。もっとも、漱石、鷗外、龍之介を除いて、ほかの作家の作品は、ほとんどがほぼ昭和30年代を限りとして、中学校国語教科書からは姿を消していく。明治の作家の文体や感覚が、中学生には古く感じられるようになったからだろうし、それに替わって戦後派の作家の作品が徐々に、教材として登場してきたからであろう<sup>10)</sup>。

小泉八雲の作品についていえば、戦前戦後を通じて採用されている作品の数はさほど多くはないものの、いくつかは戦後にも引き継がれている。「神国の首都」「読書について」「曙の富士」などがそれである。日本の風景を褒め称えるような文章だったり、読書論だったり、内容的には様々であるが、こうした傾向から見ると、八雲の「浜口五兵衛(生神)」が戦後の中学校の教科書に再び登場したことは、さほど特異な例とはいえないように思う。しかし八雲の作品も、昭和30年代を限りとして教科書から消えていくことについては、ほかの明治の作家たちと同じである。

小学校の場合、戦前の国定読本には、作者名がはっきりと記された教材はない。つまり、

中等学校・高等女学校の読本が、著名な作家の文章の編纂物という色彩が強いのに対して、小学校の教材はほとんどの文章を文部省が作成している関係からか、無記名である。もちろん中には、既成の作家に依頼した作品や「稲むらの火」のように公募による作品もないわけではないが、基本的に国定読本の教材は、文部省の教科書監修官が書き下ろしていた。したがって、固有の作家名にこだわって、その作家の作品を引き継ぐということはなかった。つまり、この作品は著名な作家によって書かれているから戦後に引き継ぎたいとか、この作家の作品は少なくとも一つは教科書に採用する必要があるというように作家に判断基準を置く文学史的な選択は、ほとんど採られなかったということである。あくまでも、一つ一つの教材のレベルでそれを引き継ぐかどうかを検討されたわけである。

もっとも、昔話や伝説などは別である。国家主義に直接つながるような内容の神話は除くとしても、民話・昔話のたぐいは、小学校、とりわけ低学年の教材として欠くことができない話材である。その証拠に、墨塗りによるアサヒ読本の教材削除の指示においても、昔話の多くは、それを免れている。さらに、1947（昭和22）年に第六期国定教科書、いわゆる「いいこ読本」に載せられた、いくつかの昔話も、アサヒ読本のそれを引き継いでいる。

この「いいこ読本」には、第1～6学年まで全部で154課が置かれていたが、そのうちの17課に戦前の教材が採用されていた<sup>100</sup>。全体の約一割である。内訳はアサヒ読本、すなわち「ヨミカタ・よみかた」「初等科国語」から11教材、サクラ読本（『小学国語読本』）から5教材、ハナハト読本（『尋常小学国語読本』）から1教材である。「稲むらの火」はそれに含まれていないが、教訓的なエピソードや日本の昔話などが戦前の読本から選ばれている。

これに続く戦後の検定教科書は、1949（昭和24）年度から使用開始になるが、やはりそこにも、戦前の国語読本から選ばれた教材がある。昔話についてはすでに述べたが、具体的な題材としては「いっすんぼうし」や「うらしまたろう」などが、引き続いて各社の教科書に登場した。さらにそれほど数が多いわけではないが、その他の題材についても、いくつかの教材が、再登場している。例えば「尋常小学国語読本」（ハナハト読本）にあった陶工柿右衛門の話は、部分的に改訂されたり、脚本に書き直されたりして、あちこちの教科書で使われている。また、同じ「尋常小学国語読本」の本居宣長と賀茂真淵との出会いを書いた「松坂の一夜」も引き継がれたし、筆者が第4節で「稲むらの火」と同じように公募当選作ではないかと推定した「自動織機」、つまり豊田佐吉の話も、部分的に書き直されて、戦後の検定教科書に使われている。

「いなむらの火」の載っている、1952（昭和27）年度から使用された『5年生の国語』学校図書、に限って言えば、戦前からの教材は、下巻では、この「いなむらの火」だけである。しかし、同じ五年生の上巻には、サクラ読本からアサヒ読本へと引き継がれた「雲のさまざま」（説明的文章）と、ハナハト読本からサクラ読本に続けて登載された「月光の曲」（ベートーベンの逸話）が載せられている。この教科書は、全巻を通して伝統的・復古的な印象が強いように思われるのだが、それにしても「稲むらの火」だけが特別に選ばれて、戦後の教材になったというわけではなく、ほかにも戦前の教材がいくつか復活し

ていたのである。たぶん、編集委員たちは教科書を作成するに当たって、「いいこ読本」が採ったのと同じような方法、すなわち戦前の国定読本の中からも使えそうな教材を探すという方法を採用したのだろう。その過程の中で、国定読本から何本かが候補に挙がり、そのうちのいくつかを新しい教科書に採用したに違いない。したがって、「稲むらの火」の戦後教材への転用は、ほかにも復活したいくつかの教材と、同じレベルの問題として考えなければならない。つまり、こうした事実から確認できるのは、それほど数が多かったわけではないものの、戦前の国定読本の教材を戦後の流用は、特別な事例ではなかったということである。

では改めて、どのような傾向の教材が引き継がれたのか。そう考えて復活された教材を眺め直してみると、そこには、ある種の傾向が感じ取れる。すなわち、今日的な観点から見ると、いわゆる修身的な教材、道徳的美談が目につくのだ。それを、文学的な文体によって装われた、模範的な生き方をした人物像の提示といってもいい。もちろん、それは当時の教科書が、すぐれた人物の生き方を書いた「伝記」教材をかなり重視していたことの反映である。そういえば、新制中学校の教科書にも、「浜口五兵衛」は、伝記教材として取り上げられていたし、「稲むらの火」も「伝記実録」あるいは「伝説的物語」として取り扱われていた。当時の教科書には、理想的な生き方をした人物の事跡・行動を取り上げ、それによって読み手を感化すること、あるいは教訓として心に刻み込むこと、が要請されていたのだ。

戦後初期の検定国語教科書は、国定読本と同じように、依然として修身的な教材を多く掲載していた。国語教科書がモラルを強調したり、教養主義を振りまいたりする傾向は、そのまま残っていたのである。そこに登場する人物たちが目指していた方向は、戦前のような皇国的な方向ではなかったが、国家や郷土のために身命を賭けて尽くすという人間の生き方それ自体は、引き続き肯定的にとらえられていた。

しかし、小学校国語教科書における国定読本からの教材の借用は、中学校の教科書における明治の作家たちと同様に、昭和30年代を限りに消えていく。こうした教材はやはり国定読本の残滓であって、大人たちのノスタルジックな思いを喚起することはあったとしても、結局現実の子どもたちには十分に受け入れられなかったように思われる。文体・感覚および思想のレベルで、中学校・小学校の教科書教材が、大きく変わっていくのは、1960年代の後半から1970年代にかけてではないかというのが、筆者のきわめて主観的な印象である。

いずれにしても、こうして再び戦後教科書に再登場した「稲むらの火」だったが、多くの読み手の支持を得るところまでにはいかずに、教科書からは消えていってしまう。「稲むらの火」というテキストが読み手に与える「感動」が時代の制約を超えるものではなかったのか、それとも読み手の側の状況が「感動」を受け止められなくなってしまったのか、それは分明ではない。しかし『小学国語読本』が基本としていた、国語教材は文学的な感動を伴うべきであるという考え方はそのものは、現在でも生き続けている。

\*

不十分ではあったが、ここまで「稲むらの火」をめぐる、さまざまな角度から考察を

してきた。この論稿を、国語の教材とそれが与える「感動」の問題についての基礎的考察のひとつとして位置づけ、この教材については、ひとまず「完」としたい。

ところで、雑誌『国語教育』には、教材「稲むらの火」を詠んだ次のような短歌が載せられている<sup>(10)</sup>。

村人の生命に代えし稲むらの聖火は永劫に暗を照らさん

稲むらの聖火は、今はどこで闇夜を照らし続けているのだろうか。

## 注

1. 中村圭吾『新評判 教科書物語』ノーベル書房 1970年 P231, によれば、このハーンの「生神 (A Living God)」は、フランスの小学校国語読本にも採用されていると記されている。直接中村氏にお会いしてそれを確かめたが、中村氏もそれは伝聞による情報で、現物の確認はしていないとのことであった。
2. 久松宏二「国語教材としての八雲の作品」『国文学解釈と鑑賞』1991年11月号 P135～142, なおこの論文は、戦前の中学校・高等女学校の教科書の出典については『旧制中等教育国語科教科書内容索引』に、また戦後の出典については『中学校国語教科書内容索引』に拠っている。前者の資料の扱いに若干の疎漏があり、必ずしも完全な調査とはいえないが、八雲の教科書教材史に関する貴重な論文の一つであり、おおよその傾向はこれによって把握できる。
3. 『国語教育』1937 (昭和12) 年10月号に、下山懋 (埼玉県立越谷高等女学校長) が執筆した「新読本『稲むらの火』解説」という論文がある。これは、浜口儀兵衛の伝記的な事跡の紹介を中心にしたものだが、その中に次のような記述がある。「新読本巻十の第十に『稲むらの火』と題してラフカジオ・ハーンの『生神』の物語が出た。これはいい教材で、実をいえば私がかつて中等学校の国語読本の材料として、ごつごつの直訳から書直して載せたこともある物語である。(中略) 私がこの物語を教科書の一文としたのは、もう十年も前かと思うが、(後略)」これにより、『大正国語読本 (第3修正版)』の教材文が、下山の手によって中等学校用教科書に導入されたものと推測することが可能である。
4. 「教育」岩波書店、に掲載されている各月巻末の雑誌文献の紹介をもとに、実物に当たって適宜補った。
5. 『国語教育史資料・第6巻/年表』野地潤家編 東京法令出版 1981年、による。
6. この事実については、本論に先立つ筆者のエッセイ (『教育課程・方法研究への通路—「稲むらの火」をめぐって—』『教教研便り第78号』1996年2月 神奈川県教育文化研究所) に目を通された高橋勉氏からご指摘をいただいた。ていねいなご教示に感謝したい。
7. 編集者たちがどんな意図で、この教材を戦後の検定教科書に復活させたのか、その経緯について各教科書会社が発行している「教科用指導書」などを調べたが、特段そのことには触れられてはいなかった。
8. 1945 (昭和20) 年9月20日、文部省は「終戦二伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」という通達を出して、教科書の使用についての注意を促した。そして翌年1月には「国民学校後期用使用中ノ削除修正個所ノ件」を出し、いわゆる「墨塗り」教科書が出現することになった。この指示によって、アサヒ読本に掲載された超国家主義的な教材本文や、語句が「削除修正」されたのは確かだが、それを詳細に検討すると、現在の観点から見て当然抹消すべきだと思われるところが残っていたり、過剰反応で削除したのではないかと思われる部分もないわけではない。「墨塗り」は、あくまでも混乱の中での「敗戦処理」の一環と考えるべきだろう。
9. 中学校教材の変遷については、安藤修平氏が、自身の詳しい調査に基づいて、次のように述べている。物語、小説教材の作者たちは「いわゆる明治文学の作家が昭和四十年代半ばで姿を消し、大正期の作家も四十年代終わりまでに消えている。『第三の新人』も、もう五十年代半ばで消えている」『文芸教育』54号 243頁 1991年2月 明治図書

10. 第六期国定教科書『こくご』の教材原作者などについては、1947（昭和22）年12月に刊行された『学習指導要領国語科編』の巻末に「参考」として掲載されている「小学校国語教科書における教材原作者ならびに原典一覧表」に明示されている。それによると、戦前の国定読本から採用されたのが17課、原作者・および訳者（投稿作者・児童作品も含む）がはっきりしているものが68課である。残りの69課が文部省のオリジナル作品ということになる。そのほとんどは監修官石森延男によって新たに執筆されたと思われる。なお『石森延男国語教育選集巻五』（1978年・光村図書）に、「教科書教材目録」が載せられているが、それによると6学年15冊のうち78教材が石森によって執筆されたことになっている。
11. 「新読本巻十を見て詠める」久良精『国語教育』1937（昭和12）年10月号 52～53頁

## 付記

なお、前稿『『小学国語読本』の教材「稻むらの火」をめぐって(1)』（『横浜国立大学教育紀要』No.36 1996年10月）の第3節で、文部省による教材公募は「断言できないが、初めてだったのではないか」と書いた。しかしその後、国定第三期『尋常小学読本』通称ハナハト読本の担当図書官だった八波則吉が、大正13年に出版した『第二国語の講習』に次のように記しているのを見いだした。「従来とて、読本の編纂に全く民間の思想家芸術家を度外視した訳はない。賞を懸けて教材を募った事もあれば、大家に委嘱して新体詩を作ってもらったこともある。」（『国語教育史資料第二巻764頁』）これによると、民間からの教材公募は、「サクラ読本」が初めてではなく、それ以前にも行われていたようだ。さらに、『名著復刻日本児童文学館第二集解説』1974年10月・ほるぷ出版、の『文部省編教訓仮作物語』の滑川道夫の解説によると、この『文部省編教訓仮作物語』という単行本は、明治39年文部省大臣官房図書課が、高等小学読本の教材として募集した作品を集めたものだと明記してある。また滑川の解説によれば、すでに明治20年に、文部省による教材の懸賞募集が行われた例があるらしい。今それらの実態を明らかにする用意がないが、筆者の軽率をお詫びし、前稿のこの部分の記述を削除したい。

また、前稿『『小学国語読本』の教材「稻むらの火」をめぐって(1)』は、第80回全国大学国語教育学会で、口頭発表をした草稿を基礎に執筆した。学会発表の際、橋本暢夫氏、田中螢一氏などから貴重なご教示をいただいた。ここに記して深謝申しあげる。